

# ＜ いきいきサロン等 地域福祉活動応援メニュー ＞

～誰もが、地域で、安心して、生活するための支え合い活動を応援します～



東御市社会福祉協議会

メニュー	助成額	内容・対象者等
① 茶話会	1人50円	高齢者や障がい者、子ども等の交流を目的に開催する場合 ・7歳未満の未就学児、及び概ね70歳以上の高齢者を助成対象とします。 ・日帰りの小旅行も可とします。 ※コロナ禍の対応として、会食を持ち帰り弁当などに替える場合、2の対象とします。
② 会食会	1人250円	
③ 世代間交流事業の実施	1人50円	①高齢者と子ども（小学生以下）の交流（ゲートボール、茶話会など） ②高齢者世帯へのお便り（ハガキ、切手代など）
④ ミニ福祉新聞の発行	1部10円	サロンの報告&内容の紹介や地域福祉についての広報啓発など ※サロンや行事の開催通知、お知らせのみのもは対象になりません ※請求書と一緒に発行したミニ福祉新聞を1部社協へご提出ください
⑤ 福祉講演・講習会等の開催	1回3,000円以内	福祉講演会等の講師謝礼（年1回） ※市や社協が行う出前講座の謝礼は不要です
⑥ 福祉課題の調査	1戸50円	地域の福祉課題についての意識調査やアンケートを実施した場合 ※請求書と一緒に使用したアンケートを1部社協へご提出ください
⑦ 福祉施設への訪問	1回 2,000円	高齢者、障がい者福祉施設への慰問や視察（年1回）
⑧ 高齢者世帯食事サービス	1人250円	食事づくりの困難な概ね75歳以上の高齢者世帯の方へ、手づくりのお弁当などを配食するサービスを行う場合 ※福祉運営委員やボランティア・役員等は対象外になります
⑨ ご近所ふれあい訪問活動	1人50円	外出の機会の少ない概ね70歳以上の高齢者や障がい者のお宅へ、手土産等を持って訪問を行う場合（月1回） ※福祉運営委員やボランティア・役員等は対象外になります

注) 1 他の助成金・補助金を受ける活動（通所型サービスBを含む）や、区・公民館等が主催の行事は、助成対象になりません。

2 1回のサロンにつき複数の助成は受けられません。

（※「⑤ 福祉講演・講習会等の開催」のみ「① 茶話会」または「② 会食会」と併用可）

助成金の請求方法については、  
次のページをご確認下さい。

＜サロンに関する問い合わせは… 東御市社会福祉協議会 地域福祉係 TEL: 62-4455＞

## □いきいきサロン助成金の請求について

- ◆ 各支部（区）で計画を立て、福祉運営委員やボランティアが実施したものが助成対象となります。  
※役員会や区、公民館、PTA等が主催の行事については助成の対象外となります。
- ◆ 年間の助成額は1支部10万円を上限とします。（4月から翌年3月まで）
- ◆ 記入欄には開催1回ごと記入してください。  
※定例のサロンや年間を通すサロン等もまとめて1回ごと記入してください
- ◆ 請求書についてはなるべく最新のものをご利用ください。
- ◆ 請求書の受付は随時行っておりますが、助成金のお支払い月は、12月と3月の年2回となります。
- ◆ 請求書のご提出は、お支払い月の前月20日までに福祉運営委員長を請求者として提出して下さい。  
※12月お支払いは11月20日まで、3月お支払いは2月20日まで（土日祝日の場合はその翌日）までにご提出ください。
- ◆ 助成金については、各支部（区）でご指定いただいている口座（1口座）にお振込みいたします。  
※お振込み口座を変更の場合はお問い合わせください。



### ご案内

いきいきサロンの助成金の請求書は東御市社会福祉協議会のホームページからもダウンロードすることができます。

パソコンで作りたい方、用紙が足りなくて印刷したい方などぜひご活用ください。

URL : <https://www.tomisyakyo.or.jp/> 又は **東御市社協**  で検索

### 垂れ幕・横断幕の作成・印刷お手伝いします！！

担当の職員が垂れ幕や横断幕の作成・印刷をお手伝いします。

印刷料金は、10cmにつき20円（カラーは40円）になります。

（詳しいお問い合わせは、東御市社会福祉協議会 電話：62-4455）

